

第 4 回 繊維製品における資源循環システム検討会
議事概要

○日時：令和 5 年 3 月 28 日（火曜日）16:00～18:30

○場所：オンライン

○出席者：

＜委員＞新宅純二郎座長、天沢逸里委員、鎌田安里紗委員、木村睦委員、中谷隼委員、福田稔委員、向千鶴委員、渡邊純子委員

※筑紫圭一委員はご欠席

＜オブザーバー＞

消費者庁消費者教育推進課、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、一般社団法人天然繊維循環国際協会、一般社団法人日本アパレル・ファッション産業協会、一般社団法人日本ユニフォーム協議会、JSFA、日本化学繊維協会、日本繊維産業連盟、日本紡績協会

＜プレゼンター＞

ベロニク・アレル・スピッツァー ReFashion

マイケル・ギャレリック 欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
観光・繊維ユニット シニアエキスパート

山浦 誉史 エイチ・アンド・エム
ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社
CSR/サステナビリティ・コーディネーター

篠 健司 パタゴニア日本支社 環境社会部
ブランド・レスポンシビリティ・マネージャー

○議事概要：

（事務局から資料 2、ReFashion より資料 3 について説明の後、質疑応答。続いて、欧州委員会より資料 4、エイチ・アンド・エム ヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社より資料 5、パタゴニア日本支社より資料 6、欧州委員会より事務局事前質問への回答について説明の後、自由討議。）

●環境配慮設計（エコデザイン）

・ EU における繊維製品の耐久性評価については、法整備を進めていく過程で、目標達成に向けた改善の必要性や環境に対する影響のポイント、評価基準など、どのようにすれば制度がワークするかを考慮しながら検討していく必要がある。

・ デザイン段階から廃棄物を減らす方向性で影響評価を実施しているが、繊維は様々な製品があるため、幅広く意味のある範囲で実行可能な要件を整えたい。

・ エコデザインの中で消費者行動まで言及するかは未定だが、消費者に行動変容を促す取組は重要。例えば、消費者に対してリペアサービス等の情報提供をしていくことで、そうしたサービスが普及し、消費者側からの環境負荷低減の取組につなげることができる。

- ・循環型デザインを考える上で、(製品が)どのような用途で使われるのか、どのような頻度で使われるのか、使用後どう処理されるのか等、バリューチェーン全体を考慮したデザインが必要。循環型デザインにおいては、素材の耐久性や機能性と、易リサイクル性のバランスを見ながら設計することが重要。

- ・アウトドア製品のデザインは、使用目的が明確であることから評価しやすい。製品デザインに関して、耐久性など 10 項目で評価し、一定水準に達するまで販売をしない。特に耐久性については、命の危険がある条件での使用を想定し、フィールドテストを繰り返し行っている。

●循環システムへの移行

- ・フランスでは、リユースは廃棄物を出さないが、リサイクルは廃棄も一部出てしまうため、リユースが理想。リサイクルは焼却するよりは良いが、エネルギーを多く使用。例えば、ケミカルリサイクルでは繊維を一度溶解するため、環境への影響が大きくなる。こうした、リサイクルの環境への影響は引き続き調査中。

- ・店頭での使用済み繊維製品の回収に関しては、自社で回収、若しくは回収を行う NPO 等に委託する 2 つの方法があるが、現状自社で回収している企業はほとんどない。理由としては、自社のブランドだけでは極めて少量であり、物流の整備にコストがかかるため。こうした課題解決のために、ブランド間の連携や自治体とのパートナーシップが重要。

- ・フランスの売れ残り品に対する廃棄禁止に関する法律の施行状況について、現在、ほとんどが仏国内でのリユース目的での慈善事業に回っているため、海外輸出は無い。ただ、売れ残り品の統計調査は行っていない。

- ・EU では、2025 年に分別回収が義務化される予定。拡大生産者責任において、回収・分別・リサイクルを効率的に行う必要があり、その一つとして、デザイン段階からリサイクルを念頭に置くことが必要。

- ・EU の取組によりファストファッションを通常のファッションに戻す、すなわち耐久性にすぐれ、循環可能なファッションに変えていくことを重視。現状の大量廃棄の問題には、生産者責任のみならず、消費者の意思決定という観点で、生産者・消費者双方に責任があり、両者の行動変容が期待される。

- ・企業内で循環システムの構築を進めることと並行して、NPO・NGO の取組との連携も重視。

●生産の適量化

- ・生産量を減らす取組として、例えば、製品の耐久性を上げることや、消費者に長く利用してもらうこと、あるいは環境に対する影響を考慮して購入しない意思決定が有効と考える。

●リサイクル製品の表示ルール

- ・フランスでは、現状、リサイクル繊維：バージン繊維＝1：1 の製品でも 2：8 の製品でも、同じくリ

サイクル製品として取り扱う。理由は、20%でもリサイクル繊維を使っていた方が（100%バージン繊維製品よりも）環境に優しい製品であるとの考え方。リサイクルの取組が少しでも進んだ方が良いと考え、しばらくはリサイクル繊維が含まれていればリサイクル製品として定義。

●グリーンウォッシュへの対応

・EU では、グリーン・クレイム指令案を採択。企業が（自社製品が）環境に優しいことを発信したい場合には、第三者機関による実証可能なエビデンスが必要。間違った情報を発信した場合には罰則。

●人権リスクへの対応と公正な移行

・EU では、企業のサステナビリティに係るデューデリジェンス指令案が採択された。これは社会的・環境的な面での持続可能で責任ある企業活動をグローバルのバリューチェーンで確保するもの。輸入品も議論の対象。

・欧州繊維戦略に加え、繊維製品のエコシステムをよりクリーンなものにして、デジタル化、強靱性向上を進める「Transition Pass Way」という取組を進めており、4月末には発表予定。

・エコシステムをより公正・公平なものとし、社会的な権利を可視化し、企業に認識させる仕組み作り。また、グリーン経済への移行に向けた労働者のアップスキル・リスキルのためのプログラムも用意。

以上